

## 経済戦略局技能職員人事異動実施要綱

制定 平成25年7月16日

この要綱は、経済戦略局に勤務する技能職員について、局内人事異動を円滑に実施するため必要な事項を定める。

### 1. 目的

職員が同一の職場に固定されることなく、複数の職場を異動することによって、気持ちを新たにし、より多くの経験を重ね、広範な知識・技術の取得と資質・能力の向上を図り、多様な行政ニーズに的確に対応できる人材を育成し、職場の活性化を進めるため実施する。

### 2. 異動対象者

(1) 原則として同一職場概ね5年以上の者を対象とする。

ただし、次に掲げる者は原則として対象外とする。

- ・休職、育児休業、自己啓発休業、勤務停止、妊娠中及び出産後1年未満の者
- ・異動日の属する年度末に定年により退職予定の者
- ・病気休暇等の勤務状況から、経済戦略局長が適当でないと認める者

(2) 業者など利害関係者と接触のある業務や現金等を取り扱う業務に従事する者は、前号の規定にかかわらず同一職場概ね3年以上を対象とする。

(3) 前2号の規定により対象外となる者のうち、特別の事情により経済戦略局長が認める者については対象とすることができる。

### 3. 異動の時期

原則として、毎年4月1日に実施する。

### 4. 主任の異動

主任の異動については、この要綱の規定に関わらず実施する。